

5月24日（金）が申請期限です！

障害者手帳をお持ちの方に対する 軽自動車税の減免のお知らせ

身体等に障がいがあり、下表に該当する方は軽自動車税が減免になります。（ただし、普通自動車で減免を受けている方は対象になりません。）

また、手帳要件に該当する障がいのある方の通学・通院・通所のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

① 昨年度申請をした方

昨年度に減免の申請をされた方は、今年度以降申請内容に変更がない限り、毎年度申請する必要はありません。昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請が必要です。

② 今年度新たに申請する方

軽自動車税の納税通知書が届きましたら、**5月24日（金）**までに税務収納課で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

■本人運転の場合

- ① 軽自動車税の納税通知書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳のうち該当するもの

（複数ある場合は全て）

③ 運転免許証（本人のもの）

④ 車検証 ⑤ 印鑑

⑥ マイナンバー通知カード

またはマイナンバーカード

■家族運転または常時介護者運転の場合

① 軽自動車税の納税通知書

② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの全て

③ 運転免許証（運転する方のもの）

④ 車検証 ⑤ 印鑑

⑥ 納税義務者のマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード

⑦ 家族運転の場合

減免資格生計同一証明書

・常時介護者運転の場合

減免資格常時介護証明書

■問い合わせ

税務収納課 市民税担当

（内線1551）

⑦の問い合わせ

福祉課 障がい福祉担当

（内線182・183）

表1 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

障がいの区分	障がいの級別		
	本人運転の場合	家族運転・住居および生計を一にする者 または常時介護する者が運転する場合	
視覚障害	1級～4級		
聴覚障害	2級・3級		
平衡機能障害	3級		
音声機能障害（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	3級	—	
上肢不自由	1級・2級		
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級		
戦傷病者手帳【黒色】	視覚障害	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	
	平均機能障害	特別項症～第4項症	
	音声機能障害（喉頭摘出による音声機能障害）	特別項症～第2項症	特別項症～第4項症
	上肢不自由	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症および第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症および第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症～第3項症		
療育手帳【紺色】	—	障害の程度A	
精神障害者保健福祉手帳	—	1級かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている者	

表2 軽自動車税減免対象の車両の範囲

	運 転 者		
	障がい者本人	障がい者と同居の生計同一者	身体障がい者等および未成年者または70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者（障がい者と別居している者）
所有者	障がい者本人	減免あり	減免あり
	障がい者と同居の生計同一者	減免なし	減免あり

*表1により減免の対象とならない場合があります。

*生計を一にする者（家族等）・常時介護する者が運転し、減免を申請する場合には、⑦減免資格証明書が必要です。

*軽自動車税とは原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・軽自動車・トラクター等です。

*税制改正により、10月から従来の軽自動車税は軽自動車税（種別割）に名称が変更となります。